

# 事務センターだより



第 10 号 R5.1.26 文責 古澤 (阿蘇中)

## ❄️ 源泉徴収票について

令和 4 年分給与所得の源泉徴収票を、給与明細とともに配布しています。源泉徴収票はいろいろな場面（保育園等の入所手続きや年末調整、確定申告等）で使用する可能性がありますので、紛失しないよう保管してください。また、学校には所属保管用の源泉徴収票が 1 部保管してあります（保管期間は 7 年間です）。万が一、紛失等してしまった場合は、事務職員へお知らせください。

源泉徴収票記載の、

- ・ 住所地は、令和 4 年 1 月 1 日の住所が記載されています。
- ・ 「支払金額」の欄の数字は、昨年 1 年分の収入額（年収）です。
- ・ 「給与所得控除後の金額」は、所得税の課税対象となる金額です。国税庁の給与所得控除後の金額を算出する表により算出されます。
- ・ 給与支払者の証明印については、税務署の指導により押印を省略してあります。
- ・ 控除対象扶養親族の欄に記載されている方は、それぞれの扶養親族の年間所得が 4 8 万円を超えていないかを、再度ご確認ください。  
(追徴も還付も 5 年遡ります。)

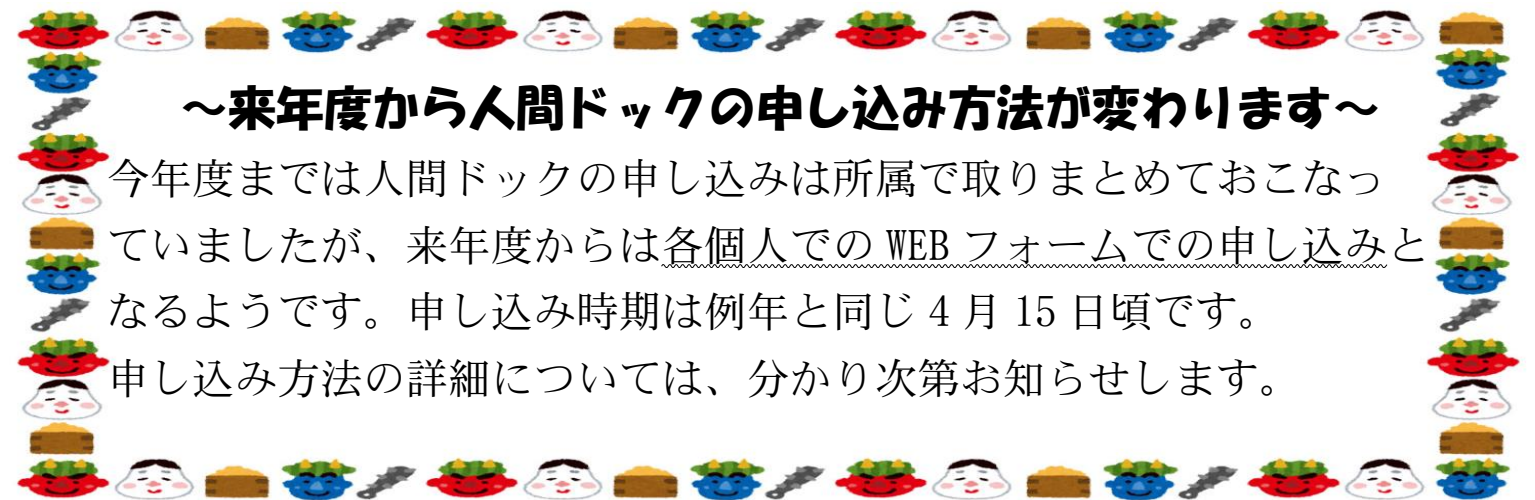
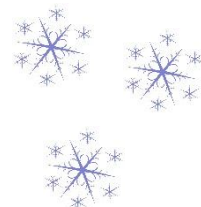


## ❄️ 医療費控除について

昨年 1 年間で支払った家族の医療費の合計額が 10 万円を超える場合、医療費控除申告できる可能性があります。

以下注意事項です。

- ・ 生計を一にする家族の医療費の合算額であること。
- ・ 高額療養費の医療費補助を差し引いた金額が 10 万円以上となること。
- ・ 歯の治療代も美容が関係しなければ OK。
- ・ 出産のための検診料、通院費も OK。
- ・ 薬局で購入する医薬品で指定されたものであれば OK。
- ・ 領収書だけでなく明細書でも申告できる。



## ～来年度から人間ドックの申し込み方法が変わります～

今年度までは人間ドックの申し込みは所属で取りまとめておこなっていましたが、来年度からは各個人での WEB フォームでの申し込みとなるようです。申し込み時期は例年と同じ 4 月 15 日頃です。申し込み方法の詳細については、分かり次第お知らせします。



## ❄️ 計画的な執行を！

今年度も残すところあと 3 ヶ月をきりました。年度末へ向けて、学級費等の計画的な執行をお願いします。また、学校予算で購入したいものがある場合等も、早めに事務職員へお知らせ願います。

## ☆水道の凍結防止について

10 年に 1 度の大雪といわれる寒さがきています。それに伴い水道管の凍結破損に注意が必要です。水を少しだしておく、蛇口を下向きにするなどの対策にご協力お願いいたします。

